

## 受領拒否

### (イ) 受領拒否

#### 関連法規等に関する留意点

親事業者が下請事業者に対し、当初発注したものを取りやめて、（給付内容の変更とはいええないような）別の仕様のもので発注し直し、当初発注したものについての成果物の受領を拒否、あるいは、親事業者の取引先からの納品延期により、あらかじめ決められた納期に受領を拒否する場合には、受領拒否（第4条第1項第1号）に該当し、下請法違反となるおそれがある。

#### (想定例)

下請事業者に対して発注していた親事業者が、最終ユーザーと打ち合わせを行った際に、最終製品の当初の仕様に不備が見つかり、仕様に変更されたとして途中で仕様を変更し、下請事業者が当初の指示に従ってすでに製造していた製品の受領を拒否した。

#### 望ましい取引慣行

親事業者が発注していた仕様を途中で変更する必要があっても、下請事業者がすでに製造した製品は受領し、仕様変更によって生じる生産準備に必要とした費用も負担することが望ましい。

親事業者は取引先からの納期延期を求められても、発注書に記載された指定納期日で、製品の全部を受領できる態勢を確保することが望ましい。